

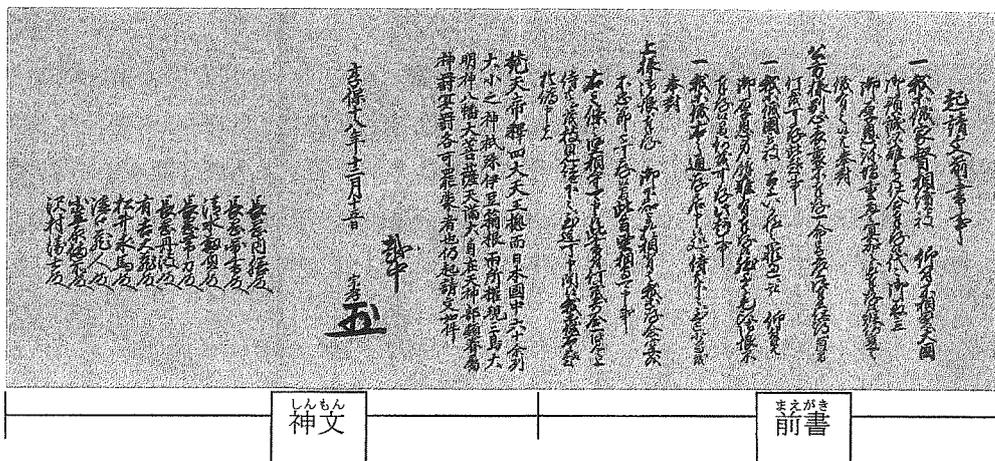
きしょうもん せ かい  
起請文の世界

起請文とは、自分の行為や言説に偽りのないことを神仏に誓約するための文書で、平安時代から江戸時代に至るまで、身分や階層に関係なく、多くの人々によって作成されました。

起請文は、<sup>まえがき</sup>前書と<sup>しんもん</sup>神文の二つの部分から成ります。前書部分には守るべき事項が、神文部分には誓約を破ったときに受けるべき罰と、その罰を下す神仏の名が記されます。

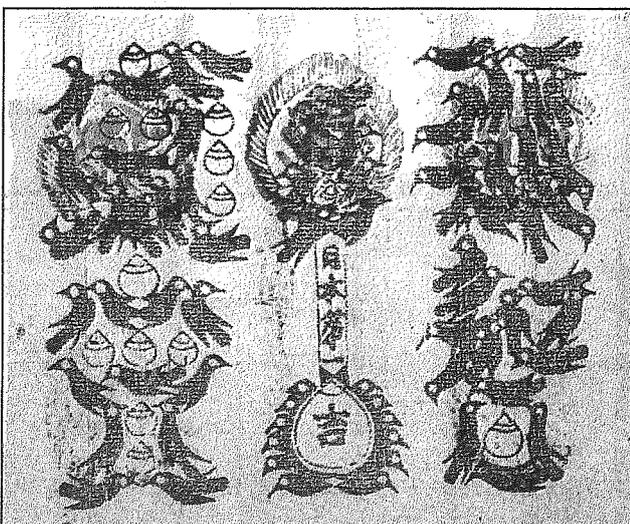
今回の展示では、八代城主松井家に伝来した古文書の中から、江戸時代の起請文を紹介します。

■<sup>ほそかわむねたかきしょうもん</sup>細川宗孝起請文 細川一門・家老宛 江戸時代 享保18年(1733) (財)松井文庫所蔵



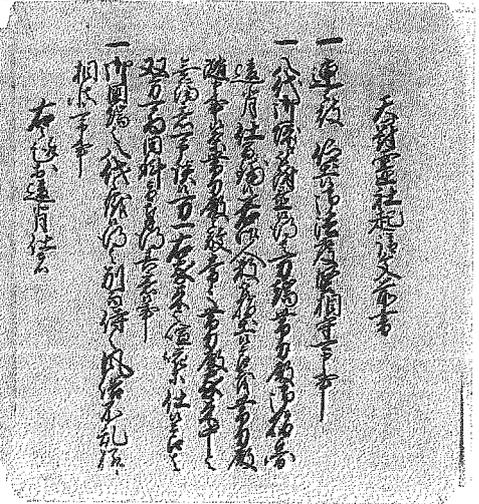
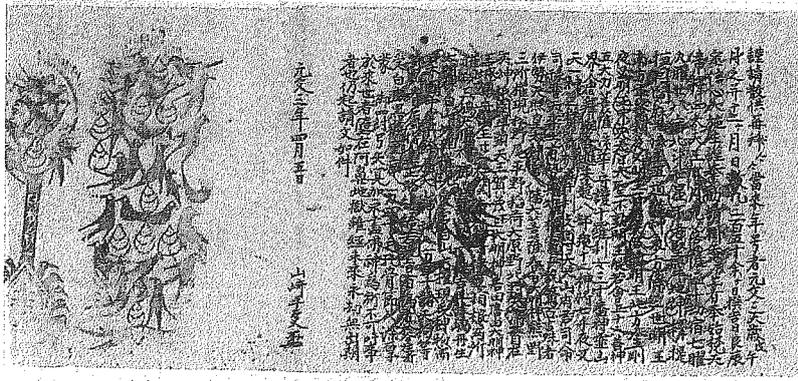
<sup>むねたか</sup>熊本藩主細川宗孝が、家督を相続するにあたり、細川家一門・家老衆に提出した<sup>きしょうもん</sup>起請文です。肥後国を預けられた御厚恩に報いるため、<sup>とくがわよしむね</sup>將軍徳川吉宗に対し一命をささげて奉公すること、もし肥後国を取り上げられることがあっても、將軍様を恨まないことなどを誓約しています。

■<sup>ごおうほういん</sup>牛王宝印 江戸時代 享保6年(1721) (財)松井文庫所蔵



<sup>しんもん</sup>神文の紙は、熊野三社などが発行する<sup>ごおうほういん</sup>牛王宝印が用いられました。牛王宝印は<sup>やくよけ</sup>厄除の<sup>ご</sup>護符(まもりふだ)で、誓約違反に対する神仏の罰への畏怖を書き手に意識させる効果があったといえます。

この牛王宝印には、<sup>な</sup>「<sup>ちたきほういん</sup>那智瀧宝印」という文字が、<sup>からす</sup>鳥と<sup>ほうじゆ</sup>宝珠で表されています。



八代御城付の山崎平大夫が、八代城主松井豊之への服従を誓ったもの。松井豊之の指図に従うこと、豊之を敬うこと、松井家臣と喧嘩しないことなどが誓約されています。正保3年(1646)以来、八代城は、熊本藩家老の松井家が預かっていましたが、松井家の家臣だけでは兵力が不足するので、熊本から50名の細川家臣が派遣されました。これを「八代御城付」といいます。八代御城付の中には、八代城主たる松井家当主に反抗的な態度をとる者がいたので、起請文の提出が義務づけられたようです。



八代御普請支配頭が八代城主の松井豊之に提出した起請文です。八代御普請支配頭は、八代城ならびに城廻りの土木工事を行う責任者で、松井家臣の中から選任されました。破損が小さい内に修理を行い、出費を抑えるなど、細かい心配りと怠慢のない勤務態度を誓っています。松井家には様々な役職がありましたが、ことさら御普請支配頭に起請文の提出が求められたのは、それだけ厳格さを求められた役職だったからでしょう。